

色麻町議会決算認定審査全員特別委員会会議録（第1号）

令和3年9月10日（金曜日）午前11時40分開会

出席委員 12名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君

欠席委員 なし

欠員 なし

色麻町議会委員会条例第14条の規定により説明のため出席した者の職指名

副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策 室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括 支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	岩崎寿裕君
産業振興課長兼愛宕山公 園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長補佐	大槻清章君
色麻保育所所長	花谷千佳子君
清水保育所所長	千葉浩君
教育長	半田宏史君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹荒弘君

社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	小 松 英 明 君

会議日程 第1号

日程第1	委員長の選挙	
日程第2	副委員長の選挙	
日程第3	認定第1号	令和2年度色麻町一般会計決算認定について
日程第4	認定第2号	令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第5	認定第3号	令和2年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第6	認定第4号	令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第7	認定第5号	令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第8	認定第6号	令和2年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第9	認定第7号	令和2年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第10	認定第8号	令和2年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第11	認定第9号	令和2年度色麻町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1	委員長の選挙	
日程第2	副委員長の選挙	
日程第3	認定第1号	令和2年度色麻町一般会計決算認定について

午前11時40分 開会

○議会事務局長（高橋正彦君） 事務局長より申し上げます。

直ちに決算認定審査全員特別委員会を招集いたします。決算認定審査全員特別委員会

が招集されました。

委員長が互選されるまでの間は、色麻町議会委員会条例第5条の2第2項の規定により、出席委員の中で年長の委員が臨時委員長の職務を行うこととなっておりますので、山田康雄委員を御紹介いたします。山田康雄委員には臨時委員長席にお着きいただきたいと思います。

〔臨時委員長 山田康雄君 委員長席へ着席〕

○臨時委員長（山田康雄君） ただいま御紹介をいただきました山田康雄でございます。

委員会条例第5条の2第2項の規定により、臨時委員長の職務を行います。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより決算認定審査全員特別委員会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の会議日程はお手元に配付したとおりであります。

次に、委員会条例第14条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

これより日程に入ります。

日程第1 委員長の選挙

○臨時委員長（山田康雄君） 日程第1、決算認定審査全員特別委員会委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。委員長の選挙は指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（山田康雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決しました。8番工藤昭憲委員の発言を許可いたします。

○委員（工藤昭憲君） ただいま指名推選に決したようではありますが、指名権を私にお与えいただきますようお願いいたします。

○臨時委員長（山田康雄君） ただいま工藤昭憲委員から、指名推選の指名権を工藤委員に付与されたいとの動議が提出されました。（「賛成」の声あり）

お諮りいたします。ただいまの動議のとおり、工藤昭憲委員に指名権を付与することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（山田康雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の指名推選の指名権を工藤昭憲委員に付与することに決しました。

それでは工藤昭憲委員、指名をお願いいたします。

○委員（工藤昭憲君） 指名権を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

決算認定審査全員特別委員会の委員長に、臨時議長席におられます山田康雄委員にお願いしたいと思います。お諮り願います。

○臨時委員長（山田康雄君） ただいま工藤昭憲委員から決算認定審査全員特別委員会委員長に私山田康雄が指名されました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（山田康雄君） 御異議なしと認めます。よって、決算認定審査全員特別委員会委員長に私山田康雄が選任されました。

これをもって臨時委員長の職務を終わります。ありがとうございました。

〔委員長 山田康雄君 委員長席へ着席〕

○委員長（山田康雄君） 委員長に就任されました山田康雄でございます。

私から申し上げるまでもなく、我々委員は町の町政発展のため、あるいは町民のために決算審査特別委員会があるものと私は自負しております。そこで、各委員におかれましては、決算認定でございますので、令和2年度の質疑ということを肝に銘じて委員会を行っていただきたいと思います。委員諸君の御協力の下に、スムーズに特別決算審査委員会が行われることをお願いいたしまして、簡単でありますけれども就任の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

日程第2 副委員長の選挙

○委員長（山田康雄君） 日程第2、決算認定審査全員特別委員会副委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田康雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決しました。

続いてお諮りいたします。指名の方法は委員長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田康雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長が指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

副委員長に白井幸吉委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田康雄君） 御異議なしと認めます。よって、副委員長に白井幸吉委員が選任されました。

それでは、副委員長には御登壇の上、就任の御挨拶をお願いいたします。

〔副委員長 白井幸吉君 登壇〕

○副委員長（白井幸吉君） ただいま山田委員長より、決算認定審査全員特別委員会の副委員長に指名されました白井幸吉であります。本町議会の重鎮であります山田委員長を補佐しましてなどとは恐れ多くも言えませんが、でもやはり補佐しながら慎重なる決算審査が行われるようその任に当たりますので、委員皆様の御協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○委員長（山田康雄君） 以上で、副委員長の就任の挨拶を終わります。

暫時休憩いたします。午後 1 時 30 分まで休憩といたします。

午前 1 1 時 4 8 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○委員長（山田康雄君） 休憩を閉じて会議を開きます。

ただいまから本特別委員会に付託された令和 2 年度各種会計の決算審査を行います。

お諮りいたします。認定第 1 号令和 2 年度色麻町一般会計決算認定について、認定第 2 号令和 2 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について、認定第 3 号令和 2 年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について、認定第 4 号令和 2 年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第 5 号令和 2 年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第 6 号令和 2 年度色麻町介護保険特別会計決算認定について、認定第 7 号令和 2 年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について、認定第 8 号令和 2 年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について、認定第 9 号令和 2 年度色麻町水道事業会計決算認定について、以上 9 会計の審査は会計ごとに行い、審査が全部終了した後、会計ごとに討論、採決としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田康雄君） 御異議なしと認めます。よって、審査は会計ごとに審査し、審査が全部終了した後、会計ごとに討論、採決することに決しました。

次に、審査の方法は、歳入歳出とも事項別明細書に従い、款、項、目ごとにページを追って審査を行い、歳入については歳出の際にも審査することができることにしたいと思っております。また、同じ項の中で関連がある場合については、後ろの目についても一括して質疑ができることにしたいと思っております。ただし、前の目に戻ることはできないこととします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田康雄君） 御異議なしと認めます。よって、審査の方法は、歳入歳出とも事項別明細書に従い、款、項、目ごとにページを追って審査を行い、歳入については歳

出の際にも審査することができることとし、同じ項の中で関連がある場合は、後ろの目についても一括して質疑ができるが、前の目に戻ることはできないことに決しました。

委員長として、令和2年度各種会計の決算審査について改めて確認をいたします。

決算審査でありますので、決算審査をする場合の着眼点として、予算が議決されたとおりに適切に執行されたか、また、今後の行財政運営にどのような改善と工夫が必要か、などの観点に立った審査をお願いします。くれぐれも、今年度・来年度の予算をどうするかという質疑にならないよう、お願いいたします。特にこの辺をお願いします。

また、質疑の回数については、同じ目で1人何回でも制限はありませんが、質疑は簡潔明瞭にし、現に議題になっている事件に対しては疑問点をただしていただきたいと思えます。また、質疑に際しては、自己の意見を述べることはできませんし、当然議題外にわたる質疑・範囲を越える質疑もできませんので、この点につきましては委員長として特に確認しておきます。

以上、お願いを申し上げます。

これより日程に入ります。

日程第3 認定第1号 令和2年度色麻町一般会計決算認定について

○委員長（山田康雄君） 日程第3、認定第1号令和2年度色麻町一般会計決算認定についてを議題といたします。

これより事項別明細書に従い、質疑を行います。

歳入から入ります。

48ページをお開きください。

歳入。

第1款町税1項町民税1目個人。ありませんか。（「なし」の声あり）

2目法人。（「なし」の声あり）

2項固定資産税1目固定資産税。（「なし」の声あり）

2目国有資産等所在市町村交付金。（「なし」の声あり）

3項軽自動車税1目種別割。（「なし」の声あり）

50ページに入ります。

2目環境性能割。（「なし」の声あり）

4項町たばこ税1目町たばこ税。（「なし」の声あり）

5項入湯税1目入湯税。（「なし」の声あり）

第2款地方譲与税1目地方揮発油譲与税。（「なし」の声あり）

2項自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税。（「なし」の声あり）

3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税。（「なし」の声あり）

第3款利子割交付金1項利子割交付金1目利子割交付金。（「なし」の声あり）

第4款配当割交付金1項配当割交付金1目配当割交付金。（「なし」の声あり）

第5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金。（「なし」の声あり）

第6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金。（「なし」の声あり）

第7款環境性能割交付金1項環境性能割交付金1目環境性能割交付金。（「なし」の声あり）

第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項国有提供施設等所在市町村助成交付金1目国有提供施設等所在市町村助成交付金。（「なし」の声あり）

54ページに入ります。

第9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金。（「なし」の声あり）

第10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税。（「なし」の声あり）

第11款交通安全対策特別交付金1項交通安全対策特別交付金1目交通安全対策特別交付金。（「なし」の声あり）

第12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金。（「なし」の声あり）

2目教育費負担金。（「なし」の声あり）

56ページに入ります。

第13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料。（「なし」の声あり）

2目民生使用料。福田委員。

○委員（福田 弘君） それでは、民生使用料で1点お伺いしたいと思います。

その中で学童保育料ということで、今回283万400円の決算ということになっております。昨年の決算書並びに町政のあゆみを見ますと、昨年度より延べ利用者ですけれども1,256人ほど増えているわけなんです、昨年のこの使用料333万円ほどあったようです。利用者相当増えて、利用料が50万円ほど少なくなっているわけですけれども、何か特別な事情などがあったのかどうか、お伺いをしておきたいと思います。

○委員長（山田康雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えいたします。

学童保育利用料につきましては、新型コロナウイルスの関係でございまして、4月・5月小学校のほうで臨時休業しております。その臨時休業中も学童保育につきましては、国の要請に基づきまして開所したところがございます。基本的には家庭内保育をお願いしていたところがございますけれども、やむを得ず学童保育を利用した家庭に対しまして、利用料のほうの減免をいたしております。人数的には92名の方に減免をしております。58万9,700円ほど減免をしております。

それから、もう1つのほうでございまして、夏休みでございまして、夏休み、今回期間短縮に伴いまして、通年利用の8月分の単価を6,000円から4,000円に、それから夏休みのみ利用する方につきましては6,000円から1,500円に減免しております。これに伴いまして、減額というふうになっております。（「了解」の声あり）

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

3目農林水産業使用料。（「なし」の声あり）

4目土木使用料。（「なし」の声あり）

5目教育使用料。（「なし」の声あり）

58ページ。

2項手数料1目総務手数料。（「なし」の声あり）

2目民生手数料。（「なし」の声あり）

3目衛生手数料。（「なし」の声あり）

4目教育手数料。（「なし」の声あり）

第14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金。（「なし」の声あり）

60ページ。

2項国庫補助金1目民生費国庫補助金。（「なし」の声あり）

2目土木費国庫補助金。（「なし」の声あり）

3目教育費国庫補助金。（「なし」の声あり）

4目特定防衛施設周辺整備調整交付金。

5目総務費国庫補助金。3番相原委員。

○委員（相原和洋君） 5目の国庫補助金、この中での備考に個人番号カード交付事業等の補助金令和2年338万9,000円及び歳出においての部分、絡みがありますので併せてお尋ねしたいと。

○委員長（山田康雄君） 相原委員に申し上げます。歳出は歳出で質問してください。あくまでも歳入の段階での質問を承ります。

○委員（相原和洋君） 分かりました。じゃあ、改めてさせていただきます。

○委員長（山田康雄君） 相原委員、歳出のときに歳入に関連しますから、それはいいのね。（「かしこまりました」の声あり）分かりましたか、その辺のルール。じゃあ相原委員、歳出のところで質問してください。

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

6目防衛施設周辺整備費補助金。（「なし」の声あり）

7目消防費国庫補助金。（「なし」の声あり）

62ページ。

8目衛生費国庫補助金。（「なし」の声あり）

9目農林水産業費国庫補助金。（「なし」の声あり）

3項委託金1目総務費委託金。（「なし」の声あり）

2目民生費委託金。（「なし」の声あり）

第15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金。（「なし」の声あり）

64ページ。

2 項県補助金 1 目総務費県補助金。（「なし」の声あり）

2 目民生費県補助金。（「なし」の声あり）

3 目衛生費県補助金。（「なし」の声あり）

4 目農業委員会補助金。（「なし」の声あり）

5 目農林水産業費県補助金。（「なし」の声あり）

66ページ。

6 目土木費県補助金。（「なし」の声あり）

7 目教育費県補助金。（「なし」の声あり）

8 目災害復旧費補助金。（「なし」の声あり）

3 項委託金 1 目総務費委託金。（「なし」の声あり）

2 目土木費委託金。（「なし」の声あり）

3 目教育費委託金。（「なし」の声あり）

68ページ。

4 目民生費委託金。（「なし」の声あり）

第16款財産収入 1 項財産運用収入 1 目財産貸付収入。（「なし」の声あり）

2 目利子及び配当金。12番福田委員。

○委員（福田 弘君） 利子及び配当金ですけれども、ここで各種基金の利子があるわけなんですけれども、令和2年度利子の総額が120万2,000円という形で決算されております。昨年度令和元年ですと、この額が800万円を超える額で決算されておりました。700万円近くの利子あるいは配当金の額が大幅に減少になっておりますので、その減少になった理由あるいは最近の株価等々の変動もあろうと思えますし、金利などもあろうと思えますので、その辺を含めてお伺いしておきたいと思えます。

○委員長（山田康雄君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（岩崎寿裕君） お答えを申し上げます。

令和元年度と比較いたしまして基金利子が減少している理由ということでございますが、令和元年度につきましては債権の売却による売却益・経過利息等により基金利子が多くなっております。債権は一括管理している基金で、額面5億円保有いたしておりましたが、令和元年の6月と8月に全て売却をいたしました。保有しておりました債権は10年債と20年債でして、満期まで10年債で8年以上、20年債で17年から18年以上ございました。基金残高を考慮いたしますと、長期にわたり保有していくことが難しい状況になってくるようでしたので、全て売却をいたしました。

債権の運用の基本方針といたしまして、「売却要件は売却単価が額面価格以上であることを原則として、やむを得ない場合であっても購入価格以上であること」となっております。債権の価格につきましては、市場の金利水準や発行者の信用状況等によって変動しますので、満期の前に換金する場合、損失が生じる恐れがございます。いつでも売却できるわけではございませんので、額面額以上の金額になったときに売却をいたしま

した。その後は債権を購入しておりませんので、令和2年度は定期預金の利子のみとなっております。そのため、基金利子が減少しております。

現在につきましては、いつでも現金化できる定期預金にて運用を行っております。今後につきましては、基金残高や金利状況を見ながら、債権が購入できるようであれば再度購入していきたいとは考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により今後の経済状況や市場金利の動向が不透明でございますので、様子を見ていきたいと考えております。新たに債権を購入するまでは、債権による基金利子が得られなくなりますが、御理解をお願いいたしたいと思っております。

○委員長（山田康雄君） 12番福田委員。

○委員（福田 弘君） 令和元年度で一括管理していた債権を売り払ってしまったために、今回利子が少なくなったという御説明でございました。その内容については、十分に理解しました。

そういうことになりますと、債権を売らざるを得ない、あと債権での運用が難しいというのは、結局は基金残高が少なくなったということですね。財政調整基金などの残高が少なくなってきた、こういう利子運用にも大きく影響してきているというふうに理解してよろしいわけですね。

○委員長（山田康雄君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（岩崎寿裕君） 福田委員おっしゃるとおりでございます。売却に至りました経緯といたしましては、一般会計の財政調整基金の繰入金取崩しに当たるものですけれども、当初予算におきまして平成29年に4億5,000万円、平成30年におきましては3億6,400万円、平成31年度（令和元年度）におきまして3億6,000万円、実際の決算額はこれよりは少なくなっておりますが、毎年このような状況で取崩しを予定しているというようなことで、長期にわたり保有していくことが難しいというようなことで、額面額以上の価格で売却できるときに売却をいたしました。（「了解」の声あり）

○委員長（山田康雄君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
進みます。

2 項財産売払収入 1 目物品売払収入。（「なし」の声あり）

2 目生産物売払収入。3 番相原委員。

○委員（相原和洋君） 2 目生産物売払収入、予算の執行の在り方がここに載っているんですけれども、当初予算約802万9,000円、補正でマイナス802万9,000円、計上的にはゼロとなっております。予算を基に多分これ組まれて、今回、決算に臨んでいるわけなんですけれども、この事業の在り方・執行の在り方として決算上いかに取ればいいのか。果たして適正だったのかどうか。まず、事業内容を含めてお尋ねしておきます。

○委員長（山田康雄君） 発言なさる方は挙手をお願いします。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 事業内容は担当課長のほうから説明しますが、この決算の在り方という御質疑がございましたので、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

そもそも予算を一度でも置いた場合、最終的な予算額が年度中の補正によってゼロになっただけにしても、決算には載せるという方針で進めておりますので、在り方としてはそのような方向で進めていますので、御理解を賜りたいと思います。

○委員長（山田康雄君） 3番相原委員。

○委員（相原和洋君） 事業内容については、たしかこれ材木関係の入札関係の事業ではなかったかと。それで、不調になったというお話は承っております。その不調になるまでの間、事業として経緯・経過はどのように担当課として見ていたのか。あくまで予算を使うというもとに、私たちにかけていたわけなので。

今回決算で、総務課長今「予算につけた限り、決算でこのような形になるんだよ」と、それは十二分に分かるんですが、決算をする上で事業の在り方がどうだったのか。果たして適正だったのかどうか、今後こういったことがまた起きることもありますので、その点をどのように担当課では分析し、今後の課題に生かしていくのか。その点を含めて答弁を求めたいと思います。

○委員長（山田康雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

生産物売払収入の補正予算で減額している分ですが、この辺につきましては町有林の収入間伐、それから皆伐の2か件がありましたけれども、2か件とも不調により減額せざるを得なかったということでございます。その不調の理由ではございますが、その当時入札かけたときに不調に終わった原因の1つとしては、業者さんがほかの事業も受注していたということもありまして、当然収入間伐の場合、長期的な業者さんの業務になるものですから、どうしても再委託ができなかったという状況でございます。

○委員長（山田康雄君） 3番相原委員。

○委員（相原和洋君） 入札で不調だったと、それは分かるんですが、再入札とかはなされなかったのか、そのとき。業者は1社、2社ではないと思うんですよ。ほかにもいろいろあるということを加味した中で、行政はどのようにそこを考えて予算のこの部分執行に図ったのか。決算として今こういう数字にはなっているんですけども、その問題点をそのときどのように捉えていたのか。結局それが事業における結果、決算になる成果・効果というものにつながってくるのではないかと思うんですが、その点の検証をどのように図っていたのか、お尋ね再度しておきます。

○委員長（山田康雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

町有林を管理する中で、当然伐採して販売するという木自体の販売時期・林齢を迎える木材があるものですから、定期的に販売は行って行って、また再生林という形で山を再生していきたいと思うんですけども、なかなか業者さんのほうの受注がないということで、なかなかその辺の折り合いがつかないという状況ではございますが、今後においては適正な伐採期に木を販売するというようなことを考えていきたいと思っております。

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。（「まあ、了解しました」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

3目不動産売払収入。（「なし」の声あり）

第17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金。（「なし」の声あり）

70ページに入ります。

2目指定寄附金。（「なし」の声あり）

第18款繰入金1項特別会計繰入金1目介護保険特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

2目後期高齢者医療特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

3目国民健康保険事業特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

4目介護サービス事業特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

5目工業団地整備事業特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金。（「なし」の声あり）

2目ふるさとまちづくり基金繰入金。（「なし」の声あり）

3目減災基金繰入金。（「なし」の声あり）

72ページ。

4目森林環境整備基金繰入金。（「なし」の声あり）

5目長寿社会対策基金繰入金。（「なし」の声あり）

6目東日本大震災復興基金繰入金。（「なし」の声あり）声低いな。

第19款繰越金1項繰越金1目繰越金。（「なし」の声あり）それぐらいでないと、駄目だな。

第20款諸収入1項延滞金・加算金及び過料1目延滞金。（「なし」の声あり）いいぞ。

（「議事進行」の声あり）工藤委員。

○委員（工藤昭憲君） 委員長、余計な不規則な発言はやめてください。有線に通ります、全部。以上です。

○委員長（山田康雄君） 肝に銘じて、注意します。

第20款諸収入1項延滞金・加算金及び過料1目延滞金。（「なし」の声あり）

2項町預金利子1目町預金利子。（「なし」の声あり）

3項貸付金元利収入1目貸付金元利収入。（「なし」の声あり）

4項雑入1目雑入。（「なし」の声あり）

74ページ、何かありませんか。雑入ありませんか。（「なし」の声あり）

76ページに入ります。12番福田委員。

○委員（福田 弘君） 進みが早いものですから、ちょっと付箋張ったのを見落としました。

75ページで、一番最後に町有林補償料ということで29万5,000円歳入が入っていますが、補償料どういう内容だったのか確認しておきたいと思います。

○委員長（山田康雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

株式会社グリーンパワーインベストメントさんの風力発電の調査の項目については、風況観測塔設置ということで町有地の貸付けを行っておりますので、その場所の伐採補償料でございます。

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。12番福田委員。

○委員（福田 弘君） 今風力発電の関係での町有林の伐採という答弁でございましたけれども、既に町有地の中に入ってそのような調査が行われているというふうに理解してよろしいわけですね。

○委員長（山田康雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

町有林の中に、観測の観測塔というんですかを設置いたしまして、風の状況の調査をやっているということでございます。

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

76ページをお開きください。

第21款町債1項町債1目臨時財政対策債。（「なし」の声あり）

2目土木債。（「なし」の声あり）

3目農林水産業債。（「なし」の声あり）

4目消防債。（「なし」の声あり）

78ページ。

5目減収補てん債。（「なし」の声あり）

6目災害復旧債。（「なし」の声あり）

第22款法人事業税交付金1項法人事業税交付金1目法人事業税交付金。（「なし」の声あり）

歳入について、款項目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

続いて、歳出に入ります。80ページをお開きください。

第1款議会費1項議会費1目議会費。（「なし」の声あり）

第2款総務費1項総務管理費1目一般管理費。（「なし」の声あり）

ずっと進みます。84ページをお開きください。

2目文書管理費。（「なし」の声あり）

3目広報費。（「なし」の声あり）

4目財政管理費。（「なし」の声あり）

86ページ。

5目会計管理費。（「なし」の声あり）

6目財産管理費。12番福田 弘委員。

○委員（福田 弘君） 財産管理費で1点お伺いしたいと思います。

今回この財産管理費のほうに、予備費のほうから160万円ほど充当されております。多分充当された理由は、町政のあゆみ30ページを見れば大体分かると思うんですけども、当初予算に計上しておらなかったと思われる産業会館の雨どいの改修工事、また旧色麻機械化酪農農業協同組合倉庫シャッター改修工事、これらが当初見込まれていなかったやつが発生したというふうに理解しておいていいのかどうか、まず最初お伺いしたいと思います。

○委員長（山田康雄君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 産業会館雨どい改修工事費に予備費から42万7,000円、それから旧色麻機械化酪農農業協同組合倉庫シャッター改修工事費に113万3,000円、それから旧王城寺地区のバス待合室の撤去、工事費全額ではないんですが、不足分として予備費から4万1,000円ほどを財産管理のほうに充用してございます。

以上です。

○委員長（山田康雄君） 12番福田委員。

○委員（福田 弘君） 分かりました。3点の事業へということですが、それじゃ、再度別な観点からお伺いしたいと思います。

産業会館の雨どいなんですけれども、雪害により破損したということで、その雪害を確認した時期はいつだったのか。

あともう1点、機械化酪農組合の倉庫のシャッターは暴風ということですが、この被害に遭った日にちですね。いつ頃被害に遭ったものか、その2点お伺いしたいと思います。

○委員長（山田康雄君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 産業会館の雨どいにつきましては、令和3年2月12日に確認をしております。

それから機械化酪農、すみません、ちょっとお待ちください。令和2年の4月18日の暴風によるというところで、その日に確認をしております。

以上です。

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。12番福田委員。

○委員（福田 弘君） 予備費を充当したということなんで、予算がなかった、あるいは補正予算の時期に間に合わなかったという理由だと思いますけれども、まず産業会館は令和3年の2月12日に確認して、それから1か月ほど経過した3月5日から修繕工事に取りかかっているようなんですけれども、令和3年の3月ということになると定例会議が開催されております。定例会そのものはそれ以前に招集されて、10日に追加の補正予算が提案されておりましたので、そういうことであればそれらの補正予算等々に計上し、この改修工事を実施することも可能だったのかなというふうに考えますけれども、雨どいということ急を要したということになるろうかと思っておりますけれども、2月に確認して3月に工事に取りかかっているわけですから、1か月ぐらいろいろ見積り取ったり、業

者探したりいろいろあったとは思いますが、今定例議会という形でやっておりますので、そういう補正予算などの対応も可能な時期だったのかなというふうに考えましたので、御質問させていただきました。

あと、機械化酪農組合のシャッターですけれども、2年の4月18日に確認したと。それで23日から執行したということですが、これについても若干時期をずらせば4月20日に4月会議招集されておりますので、4月会議の補正予算の際、一般会計の補正予算ありましたけれども、ページ数にすれば1ページ足らずの補正予算だったように記憶していますので、これらについても補正予算等々の対応も可能な時期だったのかなというふうに考えますけれども、その辺内部で検討されなかったものかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○委員長（山田康雄君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 特に検討はしておりません。といいますのは、町長の専決処分事項の指定に関する条例というのがございます。それによれば、災害及び突発的な事故により応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正、これはもう専決事項として議会のほうから町のほうに委任されておりますので、あえて補正はしないということになります。ただ、専決処分もしないで、予備費から使ったということで御理解を賜ればと思います。

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。12番福田委員。

○委員（福田 弘君） 緊急やむを得ない場合ということで、当然、専決処分の該当にはなろうかと思えます。産業会館の雨どいなどについては、1か月弱ですけれども確認してから修繕が行われなかったという現状もありますので、今後についてはそこら辺の専決処分なり、あるいは定例会時期、議会の開催時期が近くに予定されているという状況であれば、そういうことも考えていただければなというふうに思いますが、そこら辺について総務課長さん首振っていますけれども、御回答をお願いしておきたいと思えます。

○委員長（山田康雄君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 特に大きな金額ともなれば、専決というのものなかなか御理解いただけない部分もあるかと思えますので、その場合は議会のほうに御提案させていただくこともあるかと思えますが、そんなに大きくない100万円、200万円ぐらいで何とかなるようなものであれば、今のような運用でさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 今福田委員のやり取りで少しは理解したところでありますけれども、緊急性が高いということで専決をしたという答弁の内容ですけれども、4月18日の時点で緊急性のあるようなものを保管していたのかどうか。その状況をまず確認したい

と思います。

それから確認の意味ですけれども、色麻機械化酪農農業協同組合の倉庫、町でいつから借りているのか。それから、この倉庫を借りた際に確認をしていると思いますけれども、この建設年月日を確認したいと思います。

○委員長（山田康雄君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） まず、壊れたときに何か入っていたのかということですが、何も入っていない状況だったと思います。ただ、いろいろな防災とかそういう観点から、早急にシャッターを修繕しなくちゃならないということで、修繕を即しております。

それから、借りているのではなくて、これは機械化酪農さんのほうから譲り受けたということで、借りているものではないと。もう、町の所有物になっているというふうに御理解賜ればと思いますけれども、いつ建設したかの情報につきましてはちょっと今分かりませんので、すぐ調べて御報告したいと思います。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤委員。

○委員（工藤昭憲君） 緊急性高いということでの判断、分かれるところだと思います。物品等が入っていれば、今は防災倉庫として使っているようですが、その当時は何も入っていなかったはずだよね、たしかね。ただ、まあ防災上という言い方も適正な言い方なのかどうか分かりませんが、そういう観点からも修理をしたんだという話ですが、建設年月日はどうでもいいんですけれども、あそこを機械化酪農で使用しているときに、一度もシャッターが壊れたという事例はないんです。

ということは、多分何らかの管理状態が悪かったのではないかなというふうにしかって理解していないんですけれども、その管理状態、人間的なことも含めてどうだったのか。要するに、シャッター半分閉め忘れたとか、鍵をロックしなかったとか、そういうことによることも想定されるんですよ。そうすると、風による天災的な壊れじゃなくて、そういう必然性があったようにしかって思えないんですけれども、管理状況も含めてどうなのか、その辺お願いします。

○委員長（山田康雄君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 特にシャッター半分開いていたとか、そういう管理の状態ではなくて、やはり相当の風が吹いたということで、建築されたのは今手元に届きましたけれども、平成元年の建物というふうに記録されているということです。

それから、町のほうに寄附されたのが平成28年ということで、それから中をきれいにしたり、いろいろと古いところを壊したりもしたんですかね、たしかね。そういうことをしながら、倉庫の部分を倉庫として使えるようにということで管理してきましたけれども、その管理の仕方が悪かったということではなくて、あくまで強風を超える暴風により、風にあおられて破損したというような状況でございますので、決して管理が悪かったというようなところで壊れたというふうには考えてございません。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤委員。

○委員（工藤昭憲君） 4月18日に壊れたのか、18日という答弁でしたよね。そのときの風がどの程度だったか記憶はしていませんけれども、令和2年以前にもかなり強風で、私が消防団にまだ在席していた頃ですから、平成26年か平成27年頃だったと思っていますすけれども、大変な暴風で倒木が町内でも結構あった時期がありましたよね。それでも、あそこは壊れることも何もなかったんですよ。だとすれば、管理状態がちょっと甘かったのかなというふうに思ったんですけども、そうではないという答弁ですので、これ以上言っても水掛け論・堂々めぐりになりますのでやめますけれども。

ただ、いずれにしてもちょっと気が抜けているというか、何かそういう場合が今後ね、この場合でなくて。今後も、管理状況についてはそういうことがないようにやはりしっかり管理をしてもらって、確認というのは2回、3回やってもこういう大きな費用がかかるようなことにならないわけですから、確認しっかりやっておけば。その辺の確認、そういうものを怠りなくやるようお願いというか、しっかりやってほしいということで終わります。

○委員長（山田康雄君） ほかに質疑ございませんか。3番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 委託料、この中の公共施設等総合管理計画個別計画策定委託料319万円、今回。当初330のもの、決算で319万円という数字になっていると思われれます。あゆみの29ページにも載ってはおりますが、個別施設の計画、これは検証もして策定済みか。まず初めに、それをお尋ねしておきます。

○委員長（山田康雄君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） もう個別計画、出来上がっております。

○委員長（山田康雄君） 3番相原委員。

○委員（相原和洋君） このあゆみに載っている内容のことを基にして策定なされたということで御理解していいのかどうか、お尋ねしておきます。

○委員長（山田康雄君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） そのようにしております。職員が携わるというようなやり方をしまして、まるきり業者さんに委託するとこれが1,000万円をちょっと超えるような、以前の所管事務調査でも御説明したことあるんですけども、まるきり業者さんをお願いしてしまうと、次改訂するときにもまた同じようになってしまいますので、今回は職員が次のローリングができるような形で取り組みましたので、この金額で済みました。内容もこのとおりこのような形で個別施設計画を策定して、完成してございます。

○委員長（山田康雄君） 3番相原委員。

○委員（相原和洋君） 職員の方も一緒になって、町の施設についての検証、分析を図ったと、管理運営についても同じだと。これ地方債と合わせて、今後の財政計画上、優先順位いろいろあると思うんですが、分析はどのように図って検証なされたのかなと。それについて、将来に向けての施設における成果・効果をどのように考えていらっしゃるのかなと。その点、併せて再度お尋ねしておきます。

○委員長（山田康雄君） 相原委員に申し上げます。あくまでも質疑の形で、将来に向か

ってとか、それから前者の方に必ず質疑で答えを求めるような質疑をしていただきたいと思いますので、注意していただきます。何番と言いません。

総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） お答えを申し上げます。

個別の計画ですから、一つ一つそれぞれ現在の状況からどのようにしていくかという計画を立てておるんですけども、当然先ほど工藤委員の御指摘もあったように、善良な管理をきちっとやっていけよという御指摘もございましたが、そのような管理をするためにきちっとこの辺の検証をしながら、どの時期にどういう補修が必要かとか、そういう計画になってございます。

以上です。

○委員長（山田康雄君） 3番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 委員長に申し上げます。あゆみに、今後の方向性をまとめた個別計画を策定したということが載っているんで、それを聞いているんですよ。議題から外れたわけではないんで、その点はお間違いないようお願いしたいと。しっかりそこでジャッジしてください。

再度お尋ねします。今後の方向性とは一体どういった部分を指すのか、お尋ねしておきます。

○委員長（山田康雄君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 今後どのような方向でこれを維持していくのかということの方向性、それからどのくらいの時期に改修・補修をしたらいいのかということをもとめた資料、そしてどれぐらいの補修経費が見込まれるのか。まあ、あくまで予想でしかないんですけども、実施設計しているわけじゃないので。そういうものを取りまとめた計画ということになっておりますので、これにまとめますと冒頭言われましたように、地方債が打てるようになるということでございますので、どうしてもこのままこれを使っていかなくちゃない、だけれどもこのままでは使えない。お金をかけて補修しないとやっていけないよというようなものがありましたら、この計画に載っけておいて、そのときに建設地方債を打ちながら維持補修をして長寿命化を図るという計画になりますので、そのような計画をつくらせていただいたということになります。（「了解しました」の声あり）

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。10番天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） 御指名をしていただきまして、ありがとうございます。

区分14工事請負費の大原集会所エアコン設置工事費29万7,000円、これについてお伺いいたします。ここから一歩たりとも出ないように質疑をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

大原集会所にエアコン設置工事費、工事されてこれだけの予算がついたと。大変喜ばしいことだな、いいことだなと思ってこれを見ていました。失礼しました。今自己の見

解を言ってしまいました。今のはちょっと取り消します。

そこで、大原集会所に町がエアコンを設置したということですので、恐らく大原集会所は町の財産であろうと勝手に推測しているのですが、まずそれでよろしいのかどうか、そこから確認をしておきたいと思います。確認ではないね、お伺いをいたします。

○委員長（山田康雄君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 大原集会所が町の財産かどうかということの御質疑でよろしかったでしょうか。決算書お持ちであれば、332ページを御覧いただきたいと思いますが、そこに公有財産・行政財産・公共用財産・一般会計の集会施設として大原集会所というふうに載せてございます。この施設につきましては、平成17年に株式会社ローソン様から御寄贈をいただいた町の施設ということになります。

以上です。

○委員長（山田康雄君） 10番天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） ただいま総務課長より心温まる御指導いただきましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。大変分かりやすかったです。

そこで、ほかの集会所については議題外になりますから、この集会所に限ってお伺いしますね。となると、大原集会所に色麻町がエアコンを設置したと。そうしたとき、エアコン等を設置するための法令に基づいた設置基準とか、そういったものがもしかしたらあるかもしれないという思いでお伺いしているんですが、あるのかないのか。もしあるとすれば、どういったものなのか。その点をお伺いいたします。

○委員長（山田康雄君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 法令に基づく設置基準ということですが、私の知る限りでは多分単独のコンセントといいますか、アウトレット、エアコン専用の指すコンセントといいますか、あれがないと駄目だよというものだけで、あとは特に制約はないんじゃないかなというふうに考えております。ただ、補助事業でエアコンを設置する場合は、部屋の大きさとか、それに見合った出力のそういう空調設備をつけなくちゃいけないということはあるけれども、エアコンをつける際に、法令でこういうのをつけなくて駄目だよというものは、一般家庭も含めて特にないんだろうと。例えば10畳に2畳用のエアコンつけても、あるいは20畳用のエアコンつけても、それはそれで特に問題はないんだろうというふうに考えております。

○委員長（山田康雄君） 10番天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） 議題外にならないように質疑をしますが、ほかのセンターでは自力でエアコンを設置されているところもあるようです。それで、私この書類を見たときにとってもいいことだなと思ったのは、多分大原集会所にエアコンを町で設置することは、ほかの集会所にもそういったことが行われるんだろうと、やってもいいんだろうと理解しました。ただ、これ議題外ですから、このことについて答弁は要りません。

そこでね。

○委員長（山田康雄君） 天野委員に申し上げます。答弁を求めない発言はしないでくだ

さい。

- 委員（天野秀実君） 私思っていたことを言っただけであってね。質問しても大丈夫ですか。

そこで要するにほかの集会所にも、例えば大原集会所にもエアコンを設置するための基準なりそういったものはないと。ただ、当然必要だからつけるわけですよ。ですから、私は非常にいいことだと思ったんです。ということは、これらの設置基準がないにもかかわらず、大原集会所にはこれがついたと。大変いいことだと思います。ということは、委員長から怒られるかもしれませんが、議題外だからその話は駄目だと言われるかもしれませんが、ということは他の集会所についても同じような対応がされる場合もあるという理解の仕方をしていてよろしいのかどうか。この点について、お伺いいたします。

- 委員長（山田康雄君） 総務課長。

- 総務課長（鶴谷 康君） すみません、ちょっと言葉足らずで。質疑の仕方、大変苦慮されているということで、なかなかあれですけども。

実は集会所、いろいろなところを今改修というか、新しく建替えしてございます。その新しくなっている集会所については、防衛省特定施設周辺整備調整交付金を使ったり、あとはちょっといろいろな、二反田なんかはまた違うんですけども、そういうので建替えをしているんですが、和室の集会施設については全てエアコンをつけているんですね、町が最初に工事の段階で。この大原集会所については、先ほど申しあげましたけれども、平成17年にローソン様からいただいたときに、全く何もついていない状態でいただいたということで、公平感を出すということで和室に1台設置したということで御理解賜りたいんですけども、今後建て替えていく集会所につきましても、同じように和室にはエアコンを設置するという方向で建替えをしていきますので、その辺御理解を賜ればと思います。（「了解」の声あり）

- 委員長（山田康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

88ページ。

7目企画費。3番相原和洋委員。

- 委員（相原和洋君） 7節報償費及び12節委託料、この中で7節の長期総合計画検討委員会委員謝礼17万6,700円及び12節の委託料、町民意向調査及び人口ビジョン分析業務委託料199万1,000円、この2つについてお尋ねをまずさせていただきます。

あゆみの31ページ見ますと、まず長期総合についての策定会議については庁内組織で5回、庁外組織で4回、合計9回なされているというのは分かります。しからば、この中の庁外組織とは一体何を指すのか。その具体的な内訳、こういった職種の方なのか、まずお尋ねしておきたい。

- 委員長（山田康雄君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

まず長期総合計画検討委員会委員謝礼でございますが、委員全部で12名いらっしゃいました。その方々に、4回の検討会議を開催させていただきまして出席された方、当然中に辞退された方もいらっしゃいます。合計で17万6,700円、向こう10年間の長期総合計画・まちづくりに関して御意見・御提言を頂戴いたしました、そのような組織でございます。

それから、町民意向調査及び人口ビジョン分析業務委託料でございますけれども、こちらは長期総合計画策定に当たりまして、町民の皆様に対しましてまちづくりアンケート調査を実施させていただきました。アンケート調査そのものは町で策定いたしまして、アンケート終了後それぞれの回答の積み上げ・分析作業を委託したということでございます。総勢1,000人の方を抽出させていただきまして、627通の御回答をいただいた、62.7%。郵送配布・郵送回収により実施させていただきましたが、非常に高い回収率というふうに認識しております。

それから、長期総合計画の庁外組織でございますが、まさに先ほど申し上げました長期総合計画検討委員会委員謝礼のところでも御指摘を賜りました一般企業、それから町内の組織、それから学校の教育関係などなどですね、一般町民の方々含めて、そのような組織でございます。総勢12名の委員会ということでございます。

以上です。

○委員長（山田康雄君） 3番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 課長、私聞かないところまで答えていただきまして、ありがとうございますね、また。

庁外組織12名、企業の出身者の方及び町内の各種団体等々の方が、こぞって10年規模の事業計画について検証なされたということは分かりました。地方創生戦略についての検証ということは分かるんですが、その方々に色麻町の部分どのような検証を凶っていただいたのか。具体的な検証項目をどのように御提示して、検証を4回やられたのか。それを再度お尋ねしておきます。

また、同じく先ほど町民の意向調査・アンケート調査についても同様に、どういったアンケート内容を出されたのか。その回答をいただいて、町のほうとしてはそれをどのような検証をして、今回の長期総合計画に反映させたのか。まずその2点、お尋ねしておきたいと思います。

○委員長（山田康雄君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

まずこの長期総合計画検討委員会ですけれども、特段初めにこちらからこのような形で、このような案件について御検討いただきたいという形で申し上げることは、あえていたしませんでした。今現状の色麻町、これをどのように思うか、まず自由に御意見をいただきながら、たくさん御意見を頂戴いたしておりますけれども、そのいただいた御意見を幾つかの分野に分けて、それぞれまた御検討いただく。ただ、最終的にこれを目

指す、このような形で提言という形の提言書をまとめるのではなくて、あえて自由に御意見をいただいて、それを長期総合計画いろいろな分野ございます。そこに、一つ一つ委員さん方からいただいた御意見を各これは庁内の組織、各課になりますけれども、その意見を御紹介させていただきながら、長期総合計画を策定していったというような状況でございます。

それからアンケート調査でございますが、まず大きくはやはり10年前と今現在と、10年前の色麻町と今現在どのようにお考えになっているか、どのように見られているか、それぞれ保健・医療・福祉分野であり、子育て・学校教育・生涯学習分野、農林業・商業・観光、それぞれの分野において今現在と10年前と変わっているか、変わっていないか。そのような御認識をいただきながら、アンケートをいただいております。それから生活環境、暮らしやすいかどうか、それから色麻町のどんなところがいいのか、これも以前御紹介した経緯ございますけれども、例えば自然が豊かであるとか、いろいろ御回答をいただきました。

それから、また自由に御意見をいただくというところもございまして、これも一部長期総合計画の一番後ろのほうに掲載させていただいておりますけれども、その御意見をこの検討委員会の中でも御紹介させていただいて町民の思い、このような考え方があるんだといったようなところを参考にさせていただきながら検討会議のほうも進めさせていただきまして、庁内の各課長等で組織いたしました庁内会議でも参考にさせていただいたというところでございます。

○委員長（山田康雄君） 3番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 当初、3月の時点で長期総合計画を出した際に、庁外組織の前にアンケート調査をして、庁外組織及び庁内組織でそれをもんで私ども議員各位に提示した、その件については十二分に承知しております。

ただここに課長、お尋ねしたいところがもう一つ、パブリックコメントってあるんですよ。次期長期総合計画策定についての意見募集ということで載っているんですが、制限は町民等を対象に出しているけれども、回答なしという内容になっております。これをどのように私ども判断し、今回の決算に臨んで考えればいいのか。これも、多分人口ビジョン分析等の部分にも関わってくると思うんですが、常日頃町長は2060年、2050年、本町は5,000人規模を基にして策定しなくちゃいけないことを言われていると思われまます。そういったところをどのように、この部分分析したのか。それで、本町における目標数値等々をどのように今後この内容で図っていくことで、今回の長期総合計画を策定したのか、再度お尋ねしておきたいと思います。

○委員長（山田康雄君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

この長期総合計画策定のための意見募集ということで、パブリックコメントを実施させていただきました。これは、今年の3月会議の大変お忙しい中、議会の議員全員協議会の中で長期総合計画の概要を御説明申し上げました。そのときに合わせまして、パブ

リックコメントを実施させていただいたところでございます。こちらといたしましては、インターネットを通じていろいろな御意見をお待ちしておりましたが、残念ながら御回答いただくことはできなかったと。

ただ、やはり初めにも申し上げましたまちづくりアンケートということで、60%を超えるアンケートに御回答をいただいた。これは、やはり色麻町のまちづくりに少なくとも、今回のパブリックコメントはホームページに掲載しますので、町民の方々に限らずの御意見というふうになりますけれども、少なからずやはり町民の方々は非常に関心があるというふうには私としては認識いたしているところでございます。

それから将来人口でございますけれども、やはり改めてこの人口推計をしてみますと、最終的にはこれも2060年には3,774人と、ピーク時の人口の36.5%まで落ちていく。ただ一方、国立社会保障人口問題研究所、通称社人研と言われております。この国の組織が推計をしております。2015年（平成27年）の人口推計値というのは7,006人というような社人研の推計値でございました。しかし、本町はその社人研の推計値を實際上回っているというような状況でございます。これまでの定住策、人口減少傾向にはございますけれども、一定の成果があったとこの時点では判断をいたしました。

さらに、令和2年度の今現在の速報値でございます。6,709人、これが令和2年国勢調査の色麻町の人口の速報値でございますが、社人研推計ですと6,615人という推計値でございます。今年比較をいたしましても、若干94名でございますが、社人研の推計値よりも若干上回っていると。ただ、前回の国調値の数値等を見ますと、やはり、ふれ・愛タウンあるいは地域活性化住宅の影響、あるいは芍薬の里の入居者の方々、いろいろな影響がございました。その辺も加味いたしまして、何とか本町の重要施策である定住化促進・子育て支援策といったようなところ、ここをやはり進めていくべきだということで本町の重点戦略といたしまして、これを総合戦略とさせていただいて統合して長期総合計画を策定させていただいたということでございます。（「了解」の声あり）

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

8目交通安全対策費。（「なし」の声あり）

9目諸費。8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 8目ね。この件について、交通安全指導員ということで88万6,600円計上されております。今回、予算・決算で。そういう中で、このあゆみの33ページに載っていますように、定数が13名のようにあります。このことは、ほかの委員もかつて何回も質疑したように記憶しております。その都度この定数を増やすようにということで、充足するようというところで質疑をしている記憶がございますけれども、いまだに人数が変わらないようであります。過去の決算の委員会で指摘があったにもかかわらず、今現在どういう対応をしながらこの定数を増やすべく考えているのか、またやっているのか、この辺をお尋ねします。

○委員長（山田康雄君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 大きくいろいろ広報なんかでも募集をかけたりは当然しているんですけども、あと現状の隊員さんの知り合いに声をかけてもらったり、我々がそれなりに声をかけたりはしているんですけども、なかなかどうしても入っていただけないというような状況が数年間ずっと続いております。隊長さんをはじめ、副隊長さんなんかもそうですけれども、いろいろと声をかけてもらっているんですが、どうしても増えないというのが現状で、我々としても何とかしたいという思いで毎年毎年思っているんですが、毎年増えないものですからそのように御指摘をいただくということも当然なんですけれども、最大限頑張っているんですが、なかなかどうしても増えないというのが現状でございます。

今後も、引き続きいつでもそういうところでの募集というところを頑張っているんですが、何とか次の防犯のほうは若干増えたりはしているんですけども、交通安全のほうはなかなかちょっと増えないということで、今後も引き続き勧誘といいますか、募集を進めていかなければならないなというふうに考えております。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） まあ頑張っているんだけれども、なかなか集まらないという話なんですけれども、定数を定めているということは必要だから定めているんですよ。それが今充足率が不足しているということになれば、当然この13名で行う仕事も9人であれば負担が大きい。または、巡回するなりなんなりする、そういう行動範囲がしっかりとそれができないということにもなる。そうしますと、この交通安全対策にも支障が出る可能性がある。やはりその辺を考えたときには、これはだって何年も前からたしか言われているはずですよ。去年・おとしから始まっているわけでもないんだし。

そこで提案なんですけれども、町の職員がなるということはかなわないんですか。現実、消防団のほうに町の職員が加入している。庁舎内の消防班についても、ちゃんと班長さんがいる。そういう現状の中で、いろいろなこういう公の組織がある中で、全てを町の職員がやりなさいということを行うつもりはありません。ただ、やはり必要だから定数を定めているにもかかわらず充足しないということになれば、ワンポイントリリーフではないのですが、やっぱりその辺を補う必要はあるんだと思うんですよ。

今までそういう考えは持たなかったのか、考えなかったのか。もう何十年来役場の職員が消防団に加入している状況を鑑みたときには、そういうことだって考えられるはずなんですよ。どのように考えるか、お尋ねします。

○委員長（山田康雄君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 職員がという御提案でございますけれども、職員がということも多少今までは考えたと思います。私自身は、私になってからはちょっと職員というところまでは考えていなかったんですけども、先ほど冒頭でも申されたように、消防には職員が十七、八名くらい入っていますので、そこから抜けて交通指導員ということを考えますと、なかなか人材もいなくなっているというような状況でございます。女子

の中では消防に入っていない職員もいますので、そういう職員に当たっていただくというのも1つの考えとしてはあるんだろうなというふうに思いますので、今後その辺につきましても内部で検討してみたいなというふうに考えております。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 消防団のほうから抜いてくださいとかということを行っているんじゃないですけどもね。今120人の定数で職員が働いているわけでしょう。消防団に七、八人しか入っていないんですよね。総務課長のような重要な職にある方に入っていたきたいということをしていません。

やはり前に、後ろの方だったような気がします。12番委員が過去に申したような話を思い出しますが、要するに今職員を募集しても町内の職員がなかなか募集に応じない。そういうときに、他の町の方が募集をして、町の職員になっている。そうすると、町内のことがよく分からない職員が多くなってきているという指摘がありました。そういうことを鑑みますと、交通指導員なり消防団なり、そういう組織に加入させることによって、そういう若い職員も町のこと分かる。町の隅々まで行ける、行って町の事情が分かる。やっぱりこれは一石二鳥・三鳥になる可能性もありますので、これはぜひ検討してほしいなと思います。

町長の命を受ければ兼ねられるわけですから、ぜひお願いします。副町長に答弁お願いします。

○委員長（山田康雄君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 一般の非常勤の特別職へ職員をとというお話ですけども、確かに今工藤委員がおっしゃるような部分もあろうかと思えます。現に、消防団員として職員も配置させていただいております。交通安全対策、交通事故等も災害の1つだという観点から申せば、そういうことも当然今後検討をしないのかなというふうには思いますが、ただ先ほど工藤委員もおっしゃったように、今現在なかなか町内出身の職員もいない、そういった意味で分かるためにもということではございますが、通勤時間帯とかそういったことも町としては職員の人事管理の面から、福利厚生の方からも考えなければならぬ部分がありますので、複数のそういった非常勤職に職員もということよりも、まずもって先ほど総務課長が言ったように、町民の方から何とか指導隊に入ってくださいように、我々も今後とも鋭意努力をしたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 先ほど申しましたように、副町長の言い方も分かるんです。ただやはりもう何年も、多分10年ってきかないと思います、充足率満たないの。その分だけさっき言ったように、この9人の方々に負担がかかっている。または、交通安全事業に対してそういう手の回らない部分が出てくるということは、やはりこの事業に対してしっかりと対応できていないということにもつながっているわけでしょう。そうしたことを考えたときに、指導隊に入ったからずっとやりなさいというんじゃなくて、1人誰か

が入ってくればその分1人抜けるとか、そういうことを考えながらまずこの人たちの負担を軽減する。そして、この事業を目的どおり達成させるために、ワンポイントでそういう職員という考え方はないですかということを知っているわけですから、その辺をもう一度内部でしっかり検討してほしいなと思います。もう一度お願いします。

○委員長（山田康雄君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） この辺については、今工藤委員からもそういった御指摘もございます。内部で検討は確かにさせていただきたいと思います。それは、検討はさせていただきたいと思います。

○委員長（山田康雄君） 8番よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、暫時休憩をいたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時13分 再開

○委員長（山田康雄君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、決算審議を続けます。

88ページ。

9目諸費。（「なし」の声あり）

90ページに移ります。

10目地域活性化対策費。（「なし」の声あり）

11目基地対策費。（「なし」の声あり）

12目情報システム管理費。（「なし」の声あり）

92ページ。

13目消費者行政費。（「なし」の声あり）

14目情報通信施設管理費。（「なし」の声あり）

94ページ。

15目社会保障・税番号制度管理費。3番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 御指名ありがとうございます。

こちら委託料、12節個人番号等交付事業委託料292万2,000円、昨年度の例を挙げますと93万9,000円となっていたと思われます。また、歳入の部分にいきますと先ほど歳入で338万9,000円、下方になって最終的委託費が292万2,000円ということになったというのは分かるんですが、あゆみの47ページ、まず初めにマイナンバーカードの交付人数・交付申請人数・再交付人数等々は載っています。前年比と比較しての対比率はどのようになっているのか、まずお尋ねしておきたいなと思います。

○委員長（山田康雄君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

本町におけるマイナンバーカードの交付枚数と交付率で申し上げます。令和2年4月1日時点のデータですが、交付枚数が617枚で交付率は9.0%でございました。その1年後、令和3年の4月1日時点で申し上げますと、交付枚数が1,536枚で交付率のほうは22.7%ということになっております。

以上でございます。

○委員長（山田康雄君） 3番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） これは、令和元年国の補助金関係でマイナンバーの活性化事業というのがあったと思われます。今回もそれが継続して進んでいる部分あると思われるんですが、その成果がここに22%、前年比からすると倍以上伸びているということは御承知できました。昨今、再交付の条例の改訂も本町にあってはあった話でございます。それを加味した中で、この事業に対して今後ますますいろいろな部分で利用する部分が出ると思われます。

令和2年のこの数値を基に、向上させるための方向性、今回の数字を基に担当課としてはどのような分析・検証をし、今後の部分につなげていくのか。また、それに対する課題は何だったのかをお尋ねしておきます。

○委員長（山田康雄君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

まず国の施策でございますけれども、マイナポイント事業というのがございました。こちらのマイナポイント事業は、2021年の4月末までに申請した方、こちらの方は当初9月末までということだったんですけれども、12月末までチャージすることが可能となって延びております。これは本年度のことでございますけれども。

町としては、マイナンバーカードの普及促進を図るためには広報紙等で随時啓蒙・啓発を図ってきたところでございます。今後のことということでございますけれども、やはりなお一層の普及を図ることが必要かと考えておりますし、引き続きホームページや広報紙等でマイナンバーカードを取得していただけるような方向で進めてまいりたいというふうに考えておりますし、今後国ではデジタル庁が制度全般の司令塔ということになりますので、連携した中で一層普及率を向上させていきたいというふうに考えておりました。

以上でございます。

○委員長（山田康雄君） 3番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今までは広報紙のみの中で、ホームページを今度活用しながらというのは分かりました。

9月1日からデジタル庁が開設になって、ますますこれについては加速化が進むのかなと思われます。そういった中で、窓口対応に対してこのあたりもう少しやりようがあるんじゃないかなと思うんですが、そういった部分課題としては捉えていなかったのかどうか。今回の令和2年のこの数値を踏まえ、課長及び担当課としてはどのように捉え

ていたのかお尋ねしておきます。

○委員長（山田康雄君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

本町といたしましては、マイナンバーカードの普及促進を図るために、令和2年3月になりますが、マイナンバーカードの交付申請サポートシステムを導入しまして、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいりましたところです。引き続きそのようなサポートシステムを活用しながら、窓口業務も円滑・効率的にできるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。（「了解しました」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

16目工業団地整備費。（「なし」の声あり）

17目有線放送施設管理費。8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） あゆみの49ページに載っていますけれども、従来の端末が1,258件ということ、追加設置が441件で1,699件とあゆみに出ております。前にも説明あったのですが、もう一度お尋ねをしたいと思っておりますけれども、端末を設置する戸数というのはどのくらいあったのか、まずお尋ねします。

○委員長（山田康雄君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

端末、スピーカーの設置件数ということでお答えを申し上げますが、当初スピーカーの設置につきましては、もともと電話機能のついた有線放送の端末がないお宅に対してアンケート調査をさせていただきまして、若干これ数値動いていますけれども、240戸程度設置希望個数がありました。そこから、今現在これは441件になってございますが、やはり電話の端末、これの不具合というものも出てまいりまして、基本的には電話からスピーカーへというように順次交換をしていく、このような作業も含めてございます。当初御希望があったのは、240戸というところでございます。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 本来設置する戸数は幾らでしたかということなの。そして、その中で希望が240戸あったということでしょう。本来設置する個数幾らでしたかってお尋ねしているんです。

○委員長（山田康雄君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 失礼いたしました。約500戸にアンケート調査行っております。そのうち、237戸から設置希望をいただいたということでございます。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 本来設置する戸数が何戸で、従来の端末が1,258件あってスピーカー設置が441件あって、残りが何ばあって、そのうちの希望が240戸と言ったんでしょう。その先がないの、最初のほうが。これ当初の予定では、全戸設置だったんでしょう。

だから、その対象戸数幾らなんですかってお尋ねしているの。それで、今この有線放送の受信端末設置状況というのがここに載っているわけでしょう。もう一度お願いします。

○委員長（山田康雄君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 大変失礼いたしました。ちょっと整理をさせていただきます。

当初色麻町全世帯数が2,000世帯ございました、約2,000世帯でございます。そのうちスピーカー設置する前でございますので、いわゆる有線端末ついていた世帯が1,200世帯、残り800世帯に対してスピーカーの設置が必要になってくるというところで、まずスタートしてございます。その800世帯のうち約300世帯につきましては、例えば一般のアパート・公営住宅、それらを除きますと約500世帯が一般住宅で、まだ有線端末がついていないというところからまずスタートいたします。そうしますと、その500世帯に対してアンケート調査を実施させていただいた結果、先ほどの約240世帯からスピーカーを設置してくださいと。残りの世帯からは必要ありません、あるいは御回答がないと、このような状況からスタートしてございます。

したがって、この受信端末合計をお示しさせていただいたのは約2,000世帯からスタートしてございますので、そうしますと約1,700。そうしますと、残り300がまだついていないということになります。その300世帯につきましては、例えば先ほど申し上げました設置不要と御回答いただいた件数が220件ぐらい、あるいは外国人世帯、それから特別養護老人ホーム世帯約100戸ございますので、それを足し上げるとやはり300近くになってまいります。そうしますと8割を超える、ほぼ9割に近い世帯にもう設置済みであろうと、今そのように認識しているところでございます。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 9割近く設置している状況だということでありましてけれども、事業としてはもう完了したというふうに、そういう認識を持っているのかどうかお尋ねします。

○委員長（山田康雄君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

完了したとは思ってございません。アンケート調査はやはり100%ではございませんので、あるいは見ていなかった、内容を御確認いただけなかった、当然そういったようなこともございますので、継続して広報のほうには有線放送についての広報をさせていただいたり、そのような啓発活動は継続して進めさせていただきたいというふうに考えています。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） まあ継続しているという答弁なので安心しましたけれども、やはりアンケートしても当時は必要ないと思っても、状況が変わってやはり欲しいなというふうに思っている方もいるようです。その際、どういうふうにしたらいいのかなとあって、企画情報課というところに連絡しなさいということをおアドバイスしてありますけれど

も。

それから、8月18日だったように記憶していますが、あるお宅を訪問したら、うちでは有線放送に関する設備はありませんと。前は電話式のやつがあったんですけど、取り外してもらったんですという家があった。でも、小さい子供がいるので、学校関係の情報やら町の様々な情報が一方通行であっても全然入ってきていないんだという人もいましたので、たしか8月18日だったと思いますけれども課長のほうに連絡をして、こういう家があるよということも言いました。その後対応してくれたんだろうと思いますけれども。

また、アンケートを取った中で260戸ぐらいが必要ないというような回答だったということですけれども、今言ったような事情で変わる可能性もある。それから、この260戸の中には未回答もあったという話だ。そうすると、もしかしたら見落としの可能性、そのアンケートをね、そういう可能性だってあるわけだし、やはりもう一度この辺の対応をしっかりとしてもらいたい。要するに、未設置の家に対してそういうのをもう一回やる必要があるのかなというふうにも思うんですけども。多少金かかるんですけども、それでも迷っている方、またはそういう知らない方いるようなんです、行ってみれば。

そしてもう1つは、今何か有線放送事業はこのような形になったけれども、この端末が駄目になったらどうするんでしょうねという人もいますよ。要するに、もしもし式の昔の前のタイプのあれが。その場合、企画情報課に電話してくださいとは言っているんですけども、聞かれた都度にね。そういうのもありますので、何らかの対応を取ってほしいなと思いますので、その辺可能であればのことでちょっと答弁お願いします。

○委員長（山田康雄君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 工藤委員におかれましては、情報提供いただきましてありがとうございました。早速対応させていただいたところでございます。

この情報化社会でございますので、特に若い世代の方に関しましては、やはりいろいろな情報ツールがございます。その上、必要ないといったような御回答の方もいらっしゃれば、これは以前議会の中でも御質問いただきました高齢者世帯とか、本当にアンケートを見たのかどうか、その辺も福祉サイドと協力しながらということで進めてまいりましたが、なお広報のほうにも継続的に掲載をさせていただいて、情報の発信不足というところもあろうかと思えます。継続して有線放送あるいは設置も含め、あとは修繕・改修、基本的には電話機能のついた有線機はこちらから修繕にお伺いする際はスピーカーに交換させていただくということになりますので、その辺も併せて啓発をしてまいりたいと考えております。（「了解」の声あり）

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

96ページ。

18目地域人権啓発活動活性化事業費。8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 地域人権啓発活動活性化事業費ということで、96ページ、97ページ決算書に載っていますけれども、この中で次のページの50ページ、あゆみのほうですね、あゆみの50ページのほうに、目的として、住民に親しみやすく、かつ参加しやすい要素を取り入れつつ、地域に密着した多様な人権啓発活動を実践することにより、人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及・高揚を図ったというふうに目標あるんですけれども、この目標は達成されたというふうに思っておられるかどうか、まず確認したい。

○委員長（山田康雄君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

まず、こちらの人権啓発活動活性化推進事業でございますけれども、こちらは大崎・栗原の人権啓発活動地域ネットワーク協議会における6市町の輪番制によって、毎年事業を行っているというものです。

本町においては、当番でございましたので事業を推進いたしました。当初の計画では小中学校・幼稚園・保育所におきまして人権擁護委員と一緒に花植えを行いまして、その花が育っていく中で思いやりや優しさを学んでもらうということで「人権の花運動」。そしてもう1つは、基本的人権の尊重と擁護について著名人を招いて講演会及び小中学生における人権作文の発表会を開催するミニフェスティバルというようなことで計画しておりましたが、令和2年度においてはコロナ禍ということでございまして、大分事業は縮小させていただきまして、こちらのあゆみに掲載したような人権の花活動運動と、それから人権啓発キャンペーンということで、そういうコロナ禍という状況の中でできる限りの規模縮小ということにはなりましたけれども、所期の目的は達成できたものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） コロナ禍で研修もできなかつた、確かに減額になっているんですね。事業縮小になったというのは分かるんですけれども、ただ、人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及・高揚というのに、思いやりや優しさを醸成するというか、育成するというか、そういう観点からしたというんですけれども、幼稚園とか保育所の子供はこういうのわかりますかね。事業からすると、趣旨に外れているように思ったんですけれども、分かる。

小中学生、高学年には研修を計画していたが、コロナ禍で云々ということで、それは分かるんですけれども、どうも幼稚園とか保育所の生徒、確かに幼いうちからそういう意識を醸成するというのは大事であり、必要なことなのかもしれませんが、でもどうも趣旨からすれば外れているような、ずれているような感じがするのは私だけなのかどうか分かりませんが、もうちょっとやり方、方法がなかったのかなと思っ

○委員長（山田康雄君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

やはり人権教育は、子供から高齢者の方まで幅広い層に及ぶかと思えます。やはり小さい時分に、そういった情操教育といいますか、そういった心を養っていくのは、とても人権教育にとっては大切なことだというふうに認識しております。

以上でございます。（「分かりました」の声あり）

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。申し上げます。思想心情は、なるべく控えていただきたい。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

19目特別定額給付金等給付事業費。（「なし」の声あり）

20目新型コロナウイルス感染症対策費。8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 20目ですよね。この中で避難所の備品とか、それから災害時の備品とかを購入しているようなんですが、その中であゆみ57ページにあります感染拡大防止を図るため、町民への配布や庁舎等の消毒に使用する殺菌・除菌効果のある微酸性電解水を生成する微酸性電解水生成装置を購入したということで載っているんですけども、これは食品とか調理器具を洗浄する機器のようでありますけれども、これは固定型なのか、可搬型なのか、まずそれを確認したいと思えます。

○委員長（山田康雄君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 食品に限らずいろいろなものを、微酸性の電解水を作る機械なんですけれども、固定式でございます。水道事業所のシンクのところに設置しております。ここまではちょっと聞かれていないんですけども、町民の方に毎週月曜日に役場のロビーで自由に持って行っていただけるように手配をしました。コロナウイルス感染拡大後、殺菌・除菌効果、消毒に使えるということで配布するために購入したものでございます。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 今の答弁ですと、建設水道課に設置しているということなんですけれども、そうするとここに町民への配布というふうなうたっていますよね。どういう形で配布するのかなと思ったんですよ。だから、固定型なのか可搬型なのかとお尋ねしたんですけれども、固定型で建設水道課に設置しているということになれば、町民の皆さんには配布できないですよ、できます。配布っていうのは、配るわけでしょう。そうすると、建設水道課の職員が持って歩くんですか、それ。ちょっと疑問に思ったものですから、配布というふうなこの目的・実施状況にありますから、だからどうなのかなと思ったんですけれども。

こういう機具であれば、むしろ給食センターとかそういうところで利用するのが最適なのかなというふうにも感じたものですから、あそこであれば職員がそういう殺菌消毒したり、食器を洗ったり、機械器具類を洗浄したりということにも使えるようですので、そういうふうな目的も含めて購入したのかなというふうに思ったものですから、お尋ね

したんですけれども。どのようにして町民への配布をなさるのか、もう一度確認したいと思います。

○委員長（山田康雄君） 総務課長、詳しくね。総務課長、分かりやすく答弁してください。

○総務課長（鶴谷 康君） 生成水ですね。微酸性の電解水、これを作ってポリタンクに持ってきて、ロビーに置いたんです。1階の役場の会計課の前の。そこに、欲しい人はいつでもペットボトル持って来てくださいという御案内を、去年の6月か7月か8月かな、その頃に配布して、相当数の人が毎週月曜日ペットボトル持って取りにいらっしやいました。どうしても塩素なんかを使うものですから、使用期限が1週間程度しかないということで、毎週来る人は毎週来て持って行ったりしていました。

なぜ購入したかという、当時アルコール消毒なんてほとんど店にございませんでしたね。それに替わるといって次亜塩素酸水、これハイターなんかを薄めたやつなんかも使えるんですが、これはハイターを使わなくて手指もできるよという次亜塩素酸水なんですけれども、それを購入したんですが、設置できるところがそこしかなかったんですね。金額的に。この約70万円弱のもので、設置の場所。大きくない、機械こんなもんですね。20リッターのポリタンクにコックのついたものを置いて、御自由に持って行ってくださいというふうにして、あと使い方の説明資料。何人持って行ったかまでちょっと集計はしていなかったんですが、夕方になるとほとんどなかったり、途中でまた追加したりということもありましたので、相当数の方が当時は持って行っているだろうということ。

ただ、今年度になってからはその運用はちょっとしていないんですけれども、ただ、いつでも欲しいということがあれば、水道事業所に行ってペットボトルに酌んできて差し上げたりしていますので、その辺今ちょっとホームページにはもしかしたら載っていないかもしれませんが、欲しい人はどうぞということで、今後もアナウンスすることは全く問題ないかなというふうに考えております。

以上のような運用をさせていただきました。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 確かに昨年の中頃も含めて、発生当時急にこういうのである意味パニックみたいな状況で、マスクやらアルコール関係のそういう消毒用のものが品切れというか、品薄というよりも品切れだったような状態でしたよね。それに対応するために、これを買ったと。それが建設水道課にしか設置する場所がなかったんで、それを今度汲み置きしながらあそこに置いておくということで、それでいろいろな器具類の消毒なり手も含めて、手指と言えればいいんですか、消毒、それを6月だったか7月だったか8月だったか、8月に広報紙で知らせましたよということだったようなんですけれども、私は広報紙を見ているつもりなんですけれども、その辺の認識がちょっとなかったということで、今回こういう質疑したわけなんですけれども。分かりました、ありがとうございます。

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

2 項徴税费 1 目税務総務費。（「なし」の声あり）

98ページ。

2 目賦課徴収費。10番天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） この件に関しましても、一步たりとも議題外に踏み込まないように頑張ります。

○委員長（山田康雄君） 心してやってください。

○委員（天野秀実君） 分かりました。

そこで、今さらながらなんですが、納税奨励金165万円、これが令和2年度決算に出てまいっています。そこで、納税奨励金165万円を支出したとしても、多分それ以上の効果・成果が見込まれていると思われます。これは私が思っているんですからね、思われます。

そこで、この納税奨励金なるものの内訳・内容と、この納税奨励金を165万円計上したことによる成果・効果について、町民の皆さんに分かりやすく説明をしていただければ幸いです。あまり難しく考えないで、ひとつこの辺はお願いします。

○委員長（山田康雄君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

まず、納税奨励金の内訳ですか。内訳といいますか、まず算定方法なんですけれども、こちらにつきましては、まず、色麻町納税奨励規則というものが例規にありまして、その中で組合員数割と納付税割額という形で交付させていただいております。まず組合員数割ですけれども、1件当たり500円ということで支出させていただいております。あと、納付税割額ですけれども、こちら2種類ありまして納期内納付であれば1.2%、納付税額に対しての1.2%を交付すると。年度内納付、納期に間に合わなかったけれども年度内、令和2年度中に納付していただければ、こちらにつきましては交付率が0.8%という形で、合計で165万1,301円を支出しているという形になります。今の説明でよろしいですかね。

それから、効果ということですが。165万1,301円を出して、それなりの効果があったのかという御質問だと思います。こちらにつきましては、町政のあゆみを見ていただければ分かるかと思ひます。60ページお開き願ひたいと思ひます。ここで、納税貯蓄組合の取扱い状況ということで、町県民税・固定資産税・軽自動車税、ちょっと会計違ひますけれども国保税、こちらの合計額がありまして、調定額が1億7,730万8,640円に対して1億7,691万7,240円が納入されている。収納率が99.78%となっております。

片や町税です。町税で、こちらは納税組合の収納率ですけれども、町税で見ますと町民税といわゆる4税、こちらを合計しますと収納率が98.68%となっております。納税組合のほうが収納率が約1%多いような状況となっておりますので、収納率向上に関し

てはかなり効果を上げているものだと考えております。

以上でございます。

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。10番天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） 大変分かりやすい説明をいただきまして、ありがとうございました。

実は私若いとき、これについて質問させていただいた経過がありました。そのとき、端的に言うと、納税組合は結構組合員の方の負担になっているのではないかという思いがあったものですから、そういう質問をしたことがあったんですが、ただ今課長が言われたように、確かに組合を通してやった場合非常に収納率がよくなっていると。それと、この町政のあゆみには出ていないんですが、納税組合以外の、これは納税組合を含めた町税収の状況になっていますが、納税組合に加入していない以外の収納状況が分かると、すごく納税奨励金を出して納税組合の収納率の比較がよくできるんだらうなと思いました。

それと、この資料だけでも165万円以上の効果が出ているんだなと私は理解したんですが、実際は、納税組合を通して収納した場合とそうでない場合は、ここに資料はないんですが、恐らく300万円以上の開きが出るんだらうと、これを見ると私は理解をするんですが、この辺については専門家の課長といたしましても、どのような理解の仕方をしているのか。再度確認させていただいたならば、幸いだと思います。

○委員長（山田康雄君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 今の質問に対してお答えいたします。

大変申し訳ございませんが、納税組合以外の方の収納率というのは、ちょっとすぐには出てきませんので、大変申し訳ございません。そちらはよろしくお願ひしたいと思っております。

あとは、納税組合に関しましては、取りあえず収納率の向上という目的は、当然、大前提かと思っております。そのほかにもう1つの目的と申しているのが、納税者の納税意識の向上、こちら大きな目標の1つであると考えております。納税組合に加入している方は、当然、納税意識の向上が高いという形で思っております。今後、そういう形で納税組合に加入していない方々に対しても、納税意識の向上ということを啓発・啓蒙していくことが必要ではないかというふうに考えている状況でございます。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（山田康雄君） 10番天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） いいんですか。

○委員長（山田康雄君） いいよ、議題外にならないように。

○委員（天野秀実君） 分かりました。一歩たりとも出ないように頑張ります。

これ今さらながらなんですが、議会でよく収納率を上げるようにとか、そういった叱咤激励が出ていますが、結構納税奨励金、納税組合の役割、ここは結構結果として数字として高いものが出ているんだらうなと私は理解しております。

そこで、納税組合がない地域も今あるようですが、それについては納税組合を例えばつくっていただくとか、そういう働きかけはこれまでされてきていたのかどうか。この辺を確認させていただきます。

○委員長（山田康雄君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

今現在納税貯蓄組合の組合数、令和2年度末ですけれども28組合ございます。その中で、既に地区によっては解散したところもあります。大体10年くらい前、平成23年くらいですと、組合数41組合ありました。地区によっては何々班という形で、「上どこど組合」という形で存在しているところもありましたので、そのときには41組合ありまして、徐々に口座振替というものを町で推奨しているということもありまして、だんだんと納税組合というものが解散して減ってきているような状況です。

今後新たに納税組合を立ち上げるという働きかけは、町としては依然考えてはおりません。ただ、現在存在している納税組合につきましては、当然地区によっては納税組合による納付というのは定着している。地区によっては定着しているところもありますので、その地区につきましてはこれからも納税組合による納付ということをお願いしていきたいなと考えております。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 今天野委員も質疑したようですけれども、そのやり取りの中で、同じようなことを言おうと思ったんですけれども、収納率の向上とそれから納税意識が高いんだよということを認めておきながら、口座振替を推奨しているので、町としては勧めるつもりはありませんということの答弁だった。そうすると、逆行した政策なんだよね。納税組合というものの価値を認めておいて、それで口座振替推奨しているので、町としてはそれを推進しませんというのはおかしい話でしょう。町県民税の収納割合だって、納税組合は100%なんだよ。固定資産税に至っては99.86%、軽自動車税も99.8%、国保税も99.53%、333ページに載っていますけれども、こっちのやつは97.6%なんだよ、収納率。いかに納税組合の功績が大きいのか、それを分かっているながら、口座振替を進めるために納税組合を否定するような発言というのはちょっと許せないね。

むしろこういう納税組合、それは地域によっていろいろな事情ありますよ。だから、入らないところもあれば解散しているところもある、それは分かります。ただこうやって収納率の向上、意識高いし、そして税に対しての意識が高いというのを認識しているのであれば、非常に有用な組織だということを認めているわけだよ。それなのに推奨しないという、新たに納税組合をつくってそれをやらないというのは、全く逆行しているんだと思うんですよね。考え方、改めてほしいなと思うんですよ。

大体、税の収納状況が悪いということになれば、大体大多数の善良な納税者との公平性を欠くわけでしょう。そして、この収納率が下がれば下がるほど、町の行政サービス

の町民への低下につながるんだよ。なぜそれを分かっているながら、納税組合を否定するような発言をするんですか。おかしいと思いませんか。

○委員長（山田康雄君） 税務課長、分かりやすく。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 大変申し訳ございませんでした。私の言葉足らずで、ちょっと誤解を招いたというところもあろうかと思えます。

まず納税貯蓄組合、当初におきましては恐らく全地区であったかと思われま。そこまでちょっと、すみませんが調べておりませんが。その後何らかの理由でだんだんと減ってきていたということになっております。ですので、もともと全地区にあったものですので、それを何らかの理由によって解散して廃止されたということですので、新規にということでは私のほうでは考えておりません。

ただ既存の納税貯蓄組合については、これからも収納率向上という観点からも続けていっていただきたいなと思っております。納税貯蓄組合を否定しているというわけではございません。当然ながら、これだけの収納率を上げている組合ですので、これからもできる限り存続していっていただきたいなと思っております。

ちょっと言葉足らずでした。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） ちょっと言い過ぎた面もあります。その件については、おわびをしたいと思えます。

ただ、やはり現年度分の収納未済額と滞納繰越分を合わせると、1,400万円超えているわけですね。そういう中で、納税組合というのは収納率向上には非常に寄与しているんだということが、改めてここにいる皆さん分かったのかなというふうに思えます。これからも、いろいろな事情があつて解散したりなんかしているところ、新たにつくりなさいということは難しいと思えますので、ただ、今ある組合だけは大事にしていきますよという答弁なので、それは了解しましたけれども。

ただ、そういう中で口座振替を推奨しているんだよと言いますが、この口座振替だって残額が不足していれば引き落としにならないと思うんですけども、令和2年度においてどのくらいのそういう件数があつたのか、分かればお知らせ願いたいと思えます。

○委員長（山田康雄君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

何らかの関係、主には残高不足によって口座から引けなかったというのは、確かにあります。ただ、すみません、今手持ちの資料で口座振替不能件数がございまして、ただ口座振替不能となった場合には、そのときにはこちらから納付書を送付しまして、速やかに納めてくださいということで対応させていただいているところであります。件数については、すみません。手持ちの資料がございまして、大変申し訳ございません。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） そうしますと、引き落としできなかったというその数字の把握は

しているということなんですよね。多分、今の答弁ですと。ただ、今資料がないという答弁だと思います。そうすると、昨日も言いましたけれども、議事に臨む姿勢としてはちょっといかがなものかなと思いますよ。大変残念です。ないの。（「あります」の声あり）あるんでしょう。何か手挙げたそうにしていますので。

○委員長（山田康雄君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 大変申し訳ございませんでした。実は、持っていました。すみません、町県民税・固定資産税・軽自動車税・国保税4つ合わせたの御回答になります。依頼件数が1万3,028件。それに対して振替済件数、振替になった件数が1万2,228件です。ですので、差引きしますと800件になります。

以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 安心しました、資料があったということで。

まあ1万3,028件のうち1万2,228件で、800件が引き落としできなかったということなわけですよね。そうしますと、この800件の総額は幾らなのか。そしてその後、この800件は完納している、収納できた状態なのかどうか、それを確認します。

○委員長（山田康雄君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

振替不能となった金額ですけれども、930万5,000円となります。この930万5,000円が実際に納付になったのかということになりますけれども、すみません、追跡の調査を行っていませんので、幾らぐらい納まったかというのはすみません、把握はしておりません。

以上でございます。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤昭憲委員にお諮りいたします。ただいま質疑続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時04分 休憩

午後 4時10分 再開

○委員長（山田康雄君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 振替不能の方が800件あった中で、総額は930万5,000円その時点で収納できなかったという答弁であります。それをどのようにして、今度追跡しているのかなと尋ねれば、していないということなんですけれども、多分今課長補佐が来たので何か知恵を授けていただいたのかなというふうに察するんですけれども、そういう中

で800件の振替不能があつて、930万5,000円その時点でできなかったということで、その都度督促なんですかね、出しているということで、そこに送料というのが108万9,220円ありますよね。これがそうなんですか。それとも、この送料というのは督促手数料というものではないんですか。ちょっとその辺確認したいと思います。

○委員長（山田康雄君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 送料の108万9,220円、こちらの使用ですけども、こちらは督促状の発送料ではございません。あくまでも、例えば町県民税・固定資産税・軽自動車税、こちらの納税通知書の発送の送料になります。

以上でございます。

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） じゃあ、前の質疑に戻ります。903万5,000円、督促を出してそれが後に納付されたかどうかの確認はできないという話でしたけれども、しているんでしょう。していないこと自体がおかしいんですけども、それをもう一度確認したいと思います。

○委員長（山田康雄君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

私の手元の資料には、一応滞納者の一覧というのがあります。ただ、その滞納者の一覧には、この方が口座振替ですという形で明確に印つけているものではございませんので。

○委員長（山田康雄君） 8番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 本員が言っているのは、その800件ある930万5,000円、その時点で収納できなかった、引き落としできなかった、督促状を出している。督促状を出してから、その後その方が納めたかどうかの確認はしているんですかとお尋ねしたの、先ほど。そうしたらば、していないと言った。だから、もう一度、本当はしているんでしょうという言い方もおかしいんですけども。

だって800件のものが、後に収納されたか、納付されたか確認しなければ、ここに載らないでしょう、大体。しているんでしょう。お願いします。

○委員長（山田康雄君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 大変失礼いたしました。納付されたかどうかの確認は、当然ながらしております。していなければ、当然未納だというふうには表れてきませんので。すみません、ちょっと質問の意図を勘違いいたしました。大変申し訳ございませんでした。（「分かりました」の声あり）

○委員長（山田康雄君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

100ページ。

3目新型コロナウイルス感染症対策費。12番福田 弘委員。

○委員（福田 弘君） それでは新型コロナウイルス感染症対策費の中で、ここで申告相

談受付業務委託料ということで36万3,000円決算されております。町政のあゆみ、66ページにその内容が記載されているわけですが、これを拝見しますと契約の相手先、私最初町のシルバー人材センターかなというふうに思っておったんですけれども、町政のあゆみを見ますと、公益社団法人宮城県シルバー人材センター連合会という名称で契約が結ばれているようなんですけれども、どういう経緯でこういう形になったのか、お伺いしておきたいと思えます。

○委員長（山田康雄君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

確かにあゆみには、公益社団法人宮城県シルバー人材センター連合会との契約となっております。まず、シルバー人材センターへの委託形態につきましては、通常ですと恐らく「請負」、シルバー人材センター側でいう分類の請負という形になろうかと思えますけれども、今回の発注に関しましては、人材派遣という意味合いが濃いということで、シルバー人材センター側の分類の派遣という形で委託させていただいたところでございます。

この派遣をする際ですけれども、通常は派遣事業を行う際につきましては、労働者派遣法の規定により宮城労働局の許可というものが必要となります。ただ、シルバー人材センターにおきましては派遣事業を行う場合は、労働局に対する届出を行うことでできるということになっております。この届出ですけれども、届出自体は色麻町シルバー人材センターではなくて、宮城県シルバー人材センター連合会が一括して労働者派遣の届出を行っているという状況になっております。そのため、派遣元は宮城県シルバー人材センター連合会となるので、そちらと契約を行った次第でございます。

以上でございます。

○委員長（山田康雄君） 12番福田 弘委員。

○委員（福田 弘君） そうしますと、宮城県の連合会を通して色麻町のシルバー人材センターの会員を派遣していただいて、その業務についていただいたというふうに理解すればよろしいわけですね。

そうしますと、どうしてそういう形態取らなければいけなかったのか。町のほうでシルバー人材センターのほうに結構業務委託しているやつ、清掃業務から植木の伐採やら剪定やら結構あると思えますけれども、なぜこの業務だけかどうかわかりませんが、その連合会を経由しなければいけなかったのかどうか、お伺いします。

○委員長（山田康雄君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 先ほども申し上げましたけれども、今回はシルバー人材センターの委託形態の分類上、派遣という取扱いで契約させていただいております。通常の町で行っている清掃業務というのであれば、シルバー人材センターの分類上は請負という形になっております。なぜ派遣にしたかということなんですけれども、今回は請負という体質ではなくて、あくまでも人材派遣をしていただいて受付業務をしていただくという方法ですので、派遣という形で契約をさせていただいたところ

です。この派遣というのは、色麻町シルバー人材センターでは宮城労働局に届出というものは行っておりませんので、行っている宮城県シルバー人材センター連合会と契約をしたところでは。

ただ、ここでいう色麻町シルバー人材センターの位置づけですけれども、なぜ色麻町シルバー人材センターの方を派遣してもらったかという点、派遣の場合には宮城県シルバー人材センター連合会色麻町事業所という立場になります。ですので、そこから派遣していただいて業務を行っていただいたということになります。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（山田康雄君） 12番福田 弘委員。

○委員（福田 弘君） 趣旨は分かりました。ただそうしますと、町で受付業務を直接委託したのではなく、派遣を委託したというふうに捉えればよろしいわけですね。派遣をお願いしたと。派遣をお願いして、違う。

○委員長（山田康雄君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） なぜ派遣ということになったかということですが、当然ながら請負ということであれば、その業務を完成させること、その業務をすることということが主目的になりますけれども、派遣してもらおうとなれば、当然発注者の指揮命令に従い労働する、そういうことが大前提になるかと思えます。当然私の指示の下動いてもらわなければ、この業務が遂行できないということでしたので、派遣ということにさせていただいたということなんです。

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。12番福田 弘委員。

○委員（福田 弘君） ですから私が言っているのは、この決算書なり町政のあゆみに、受付業務委託となっているものですから、その受付業務そのものを委託したのかなというふうに捉えたんですけれども、実際今までの説明をお聞きすると派遣していただいたということですので、そして税務課長の指示の下でその業務を行うということは、町の業務として実際実施したわけですから、契約そのものは派遣委託ですよ。ですから、そうすればこれは派遣の委託という形で表記していただければその辺は理解したんですけれども。業務の委託というふうに表記されているものですから、ちょっとその辺混同したということになります。

この業務以外にも、もしそういう形態で今後多分地方自治法施行令の中で相当多くの業務を、シルバー人材センターさんで担っている業務結構あるかと思えますけれども、そういう今回のようなケースがあれば、その辺をあらかじめ本当に業務そのものを委託したのか、町の指示系統でその仕事をやっていただくのか、あるいはシルバー人材センターの指示系統でその業務を行うものか、そこら辺を明確にさせていただければなというふうに考えますので、その辺どのように考えるか。税務課長さんの答弁になるのか、総務課長さんの答弁になるのか分かりませんが、お願いしたいと思います。

○委員長（山田康雄君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

確かにあゆみ、それから決算書上は申告相談受付業務委託料と記載させていただいております。私の先ほどからの回答にも派遣という言葉は何回も使わせていただいておりますので、この表記につきましては確かに委員おっしゃるように決算書、あゆみ、この文字を見るだけで分かるようにという話も理解いたしますので、今後このような委託料表記等がありましたら、ちょっと検討させていただきたいなと思っております。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。10番天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） 議題外にわたらないように注意しながら、質問させていただきます。

17節備品購入費、これ感染症対策備品購入費となって38万5,000円が出ております。そこで、町政のあゆみには出ておりますが、具体的にこの38万5,000円で購入された物品の台数・種類等について、再度お伺いをいたします。

○委員長（山田康雄君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

感染症対策備品購入費で購入した備品の種類でございますけれども、まずは加湿空気清浄機3台です。あと、サーキュレーター3台です。あとは足踏み消毒ポンプスタンド、足で踏んで消毒出るやつ、これが3台です。あとは、非接触温度計が2台です。あとは長机です。申告受付用に使う大きな机、こちらを5基。

以上です。

○委員長（山田康雄君） 10番天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） 時間になったら、止めてくださいね。

加湿空気清浄機が3台、サーキュレーター3台、足踏み消毒スタンド3台、それから体温計2台、それから長机5基。そこで、これは何も問題ないんですが、契約の相手方は地元の業者さんなわけですが、この業者の選定と契約の仕方がどのようになっているかお伺いいたします。

○委員長（山田康雄君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

3者見積りによる随意契約となっております。

○委員長（山田康雄君） よろしいですか。10番天野秀実委員。

○委員（天野秀実君） 3者見積りによる随意契約ということで、最終的には地元の業者さんがこれを取られたと。そこでここで分かるのは、これまでの業務形態を変えながらコロナ禍で努力されて、これまでの仕事の形態を変えながら生き残りをかけて頑張っておられるんだなということが分かりました。

そこで契約するとき、これ契約して終わったやつなんだけれどもね。今後、随意契約でもしやれるものについてはできるだけ地元の、例えば加美郡内とかね、できるだけそういう業者さんを選定していただければよろしいのかなという、これは私の思い

なわけですが、それにしてもこの契約1つ取ってみても大変厳しい中でいろいろな選択肢を探りながら業務を行っているんだなということが分かりました。ぜひ、これは款項による質疑ですから委員長から怒られますが、地元の業者の方々が生き残れるようなポジション取りができるように、各担当課では配慮していただきたいということを私のほうからお願いさせていただきます。これお願いですから、委員長から怒られますが、その辺についての課長の見解をひとつお伺いしておきます。

- 委員長（山田康雄君） 10番天野委員に申し上げます。あくまでも質疑、自分の考えをただす場所でないということだけ理解していただきたい。（「分かりました」の声あり）

答弁いただきます。税務課長。

- 税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 契約に当たっては今後も地方自治法、あとは色麻町財務規則にのっとってやっていきたいと思っております。

以上です。

- 委員長（山田康雄君） ほかがございませんか。（「なし」の声あり）

お諮りいたします。ただいま令和2年度色麻町一般会計決算認定の審査中ですが、続きの審査を13日午前10時からお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山田康雄君） 御異議なしと認めます。それでは、令和2年度色麻町一般会計決算認定の審査は、13日午前10時からお願いいたします。

続いて、お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山田康雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

午後4時31分 延会
